

社会福祉法人 桜樹会
地域密着型介護老人福祉施設 すず
施設利用重要事項説明書

当施設はご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 桜樹会
法人所在地	広島県福山市駅家町大字法成寺 108 番地 1
代表者氏名	安部 博史
電話番号/FAX 番号	TEL : 084-970-2006 / 084-972-7715
設立年月日	平成 22 年 6 月 23 日

2. 施設の名称及び所在地

施設の名称	地域密着型介護老人福祉施設 すず
所在地	広島県福山市駅家町大字法成寺 108 番地 1
電話番号/FAX 番号	電話番号 : 084-970-2006/FAX : 084-972-7715
管理者氏名	後藤 奉文
開設年月日	平成 23 年 4 月 1 日
事業所番号	3491500942
入所定員	29 名

3. 施設の目的及び運営方針

施設の目的	当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことを目指すことを目的とします。
運営方針	<p>当施設では、利用者に対し可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができることを目指し、施設サービス計画に基づいて施設サービスを提供します。</p> <p>2) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って入所者生活介護の提供に努めます。</p> <p>3) 当施設は、「明るく」「家庭的な」雰囲気を有し、利用者が「にこやかに」「個性豊かに」日常生活を営むことができるようサービスの提供に努めます。</p> <p>4) 当施設では地域やご家族との結びつきを重視した運営を行い、関係機関（行政・医療・福祉）と綿密な連携を図り、継続的かつ総合的なサービスの提供に努めます。</p>

4. 施設の概要

(1) 構造等

敷地		191,600 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート3階建て
	建築延面積	781.68 m ²

(2) 居室等

入居される居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況により施設で決定いたします。

居室の種類	室数	人数	面積（一人当たり面積）
ユニット型個室	29	29	13.95～15.35 m ²

※利用者の心身の状態の変化に伴う居室の変更

入所後利用者の心身の状態が変化し、利用者を取り巻く環境が利用者にとって適切でないと判断される場合には、利用者及び家族と協議の上居室の変更を行う場合があります。

(3) 主な設備

種類	面積（一人当たり面積）	備考
機能訓練室	273.1 m ²	
共同生活室	89.37 m ² （2箇所） 87.42 m ² （1箇所）	
共同トイレ	2.88 m ² ～3.0 m ²	各ユニット2ヶ所
浴室	13.80 m ²	各階 浴槽2ヶ所
特浴室	13.80 m ²	各階 浴槽1ヶ所
医務室	7.5 m ²	

5. 職員体制

(1) 配置状況

職員の職種	人員	区分				職務内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1				職員の指揮監督、業務の状況把握と事業の管理を一元的に行います。
医師（嘱託）	1			1		利用者の診療、健康管理及び療養上の指導を行います。
生活相談員	1	1				利用者又はその家族からの相談に対する対応及び必要な援助を行います。
介護支援専門員	1	1				利用者の心身の状態に応じ、施設サービス計画の作成を行い、実施状況の把握及び計画の見直し等を行います。
看護職員	3	2		1		利用者の健康状態を把握し、嘱託医師の指示により必要な看護を行います。
介護職員	24	18		6		利用者の心身の状態に応じ、可能な限りその自立の支援を念頭に日常生活上の介護及び援助を行います。

機能訓練指導員	1			1	利用者の心身の状態を踏まえ、日常生活に必要な機能の回復、維持及び予防に必要な機能訓練を行います。
管理栄養士	1	1			利用者の栄養ケア計画及び献立作成を行い栄養管理・衛生管理を行います。
事務職員	1	1			施設の庶務及び会計事務を行います。
調理員	2	2			利用者の食事を献立表に基づき作成、提供します。

(2) 勤務体制

職員の職種	勤務体制	勤務時間
施設長	日勤	9:00～18:00
嘱託医師	月3回	10:00～11:00
生活相談員	日勤	9:00～18:00
看護職員	日勤	9:00～18:00
介護職員	日勤	9:00～18:00
	早出	7:00～16:00
	遅出	10:30～19:30
	夜勤	17:00～10:00
機能訓練指導員	日勤	9:00～18:00
介護支援専門員	日勤	9:00～18:00
管理栄養士	日勤	9:00～18:00

6. 提供するサービスの内容と利用料金について

当施設のサービス利用料金は以下の通りになります。

(1) 介護保険給付対象となるサービス料金 原則として厚生労働大臣が定める基準額のうち、介護負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じて、1～3割を負担いただきます。 詳細は別紙を確認ください。	
施設サービス計画の作成	<p>施設サービス計画を担当する介護支援専門員は、利用者及び家族の希望を踏まえ、利用者の有する能力や生活歴等を聞き取り、解決すべき課題を把握し、施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。</p> <p>介護支援専門員は、施設サービス計画原案を利用者及びその家族に対して説明し、同意を得ます。</p> <p>施設サービス計画書は3か月に1回もしくは心身の変化が著しい場合、利用者及び家族の希望に応じて変更があるか否かを確認し、変更の必要がある場合には、利用者及びその家族、各職種で協議し変更します。</p> <p>施設サービス計画書が変更された場合は、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得ます。</p>
入浴	原則として最低週2回入浴していただきます。利用者の状態により入浴が困難な場合には清拭等の代替の対応を行います。

食事	栄養と入所者の身体の状態に配慮した食事を提供します。利用者の自立支援の為、離床して食堂で召し上がっていただくことを基本とします。 食事時間は以下の通りとします。 朝食：7時～8時30分 昼食：11時30分～13時 夕食：17時30分～19時
排泄	利用者の状況に応じて、適切な排泄援助を行うと共に排泄の自立についても適切な援助を行います。
レクリエーション等	適宜利用者のための施設内レクリエーション、行事をおこないます。 行事の一環として、外出や買物などのサービスを支援します。
機能訓練	利用者の心身の状態を踏まえ、日常生活に必要な機能の回復、維持及び予防に必要な機能訓練を行います。
離床・着替え・整容等	寝たきり防止のため、できるだけ離床に配慮します。 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 シーツ交換は週1回行います。汚染した場合はその都度交換します。
健康管理	嘱託医や看護職員が健康管理を行います。 希望の医療機関を受診される場合は、原則ご家族様にて対応をお願いします。
医療機関受診の付き添い	嘱託医への受診については、施設職員が同行します。その他病院につきましては原則家族へ受診、付き添いをお願いします。
生活相談	施設サービスや日常生活に関わる相談、要望に応じ、必要とする精神的なケア、助言を行います。また必要等に応じて家族に連絡をさせていただく場合もあります。
行政手続きの代行	介護保険の更新・区分変更申請等の手続きについては代行いたします。その他必要な行政機関等に対する手続きについては原則家族でお願いします。
看取り介護	利用者とその家族の希望により看取り介護を行います。その際は施設の方針や体制を説明し同意をいただいたうえで行います。

※介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者負担額を変更します

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合はサービス利用料金を全額お支払いください。利用料金のお支払い後にサービス提供証明書と領収書を発行します。尚、サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

※入院、外泊時の居住費について

入院・外泊期間中の利用料金については、介護保険給付の対象となる利用料金を（1月につき6日、月をまたぐ場合は12日を限度）負担いただきます。

(2) 介護保険給付対象とならないサービス料金 詳細は別紙を確認ください。	
内 容	料金及び内容の説明
食費・居住費	①食費及び居住費にかかる料金を以下の通り負担いただきます。 但し、介護保険負担限度額認定を受けている方につきましてはその認定証に記載された金額（1日当り）のご負担となります。

	<p>②居住費については入院期間においても全額頂きます。介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証の有効は6日間までであり、7日以降は、施設で定める居住費を頂きます。</p> <p>尚、契約者が利用していたベッドを契約者同意の上で短期入所生活介護に活用した日につきましては、上記の料金を負担いただく必要はありません。</p> <p>(1日あたりの費用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>食費</th> <th>居住費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>300円</td> <td>880円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>360円</td> <td>880円</td> </tr> <tr> <td>第3段階①</td> <td>650円</td> <td>1370円</td> </tr> <tr> <td>第3段階②</td> <td>1360円</td> <td>1370円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>1600円</td> <td>2066円</td> </tr> </tbody> </table>		食費	居住費	第1段階	300円	880円	第2段階	360円	880円	第3段階①	650円	1370円	第3段階②	1360円	1370円	第4段階	1600円	2066円
	食費	居住費																	
第1段階	300円	880円																	
第2段階	360円	880円																	
第3段階①	650円	1370円																	
第3段階②	1360円	1370円																	
第4段階	1600円	2066円																	
日常生活費	実費。利用者の希望等により軽微な日用品（口腔用スポンジやガーゼ）等の購入代行は可能ですが、利用者の個人的な日常生活品原則として家族へ連絡しお持ちいただく対応とさせていただきます。																		
教養娯楽費	実費																		
テレビレンタル代	利用者のご希望によりレンタルをされた場合、1日100円の負担となります。																		
電気代（持ち込み電化製品）	利用者が個人的に持ち込まれて使用される場合の電気使用料金として1点につき1日あたり50円の負担となります。																		
医療機関への受診・往診	医療機関への受診・嘱託医の往診（医療費）については医療保険適用のため実費自己負担となります。																		
理美容サービス	月2回程度、外部からの理美容店による散髪の日を設けます。利用者または家族の希望により利用することができますが別途実費をいただきます。																		
金銭管理サービス	別に定める預かり金規定により、預貯金通帳、印鑑などの保管サービスのほか、公共料金などの支払い代行などサービスを行います。別途委託契約が必要です。料金は1日に50円の負担となります。																		
クリーニング	クリーニング扱いとなる衣類（ウール製品やコートなどのおしゃれ着）に関しては別途実費が必要です。																		
買い物代行費用	利用者、ご家族の依頼に基づき、利用者様の必要物品を施設職員が代行して買い物を行った場合、1時間600円の負担となります。																		
その他の費用	サービス提供される便宜の中で日常生活において通常必要となる費用で、その利用者に負担させることが適当であると認められる費用は実費自己負担となります。																		

7. 利用料金のお支払方法

1 か月ごとに計算し、前月分利用料を利用明細書の入った請求書により毎月 15 日までに請求いたします。お支払いにつきましては、指定の口座より引き落としにて徴収いたします。

8. 貴重品の管理

入所期間中、利用者の介護保険証、医療保険証、減免認定書、障害者手帳、その他施設で指定するものはお預かりします。その際の料金は発生しません。

9. 契約の終了について

当施設は、契約書第 10 条、11 条及び第 13 条に基づく契約の終了があるまで契約書に定めるところに従い当施設が提供するサービスを利用できますが、仮に下記のような事項に該当するに至った場合は、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

(1) 契約の終了（契約書第 10 条を参照）

- | | |
|---|--|
| 1 | 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定されたとき。 |
| 2 | 利用者が死亡したとき |
| 3 | 利用者が契約解除の申し出があったとき |
| 4 | 当施設が契約解除の申し出を行ったとき（詳細は（3）を参照）
利用者が医療施設へ入院する必要が生じた場合で、明らかに入院後 3 ヶ月以内に退 |
| 5 | 院できる見込みがないとき、又は入院後 3 ヶ月を経過しても退院が出来ないことが明らかなき。 |
| 6 | 利用者が他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において利用者を受け入れる態勢が整ったとき |

※利用者の入院期間中の取り扱い

①3 か月以内 の入院の場 合	3 か月以内の入院については、退院後、再び当施設への入所利用が円滑にできるものとします。 なお、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。
②3 か月以内 の退院が見 込めない場 合	3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約解除する場合があります。 この場合には当施設に再び優先的に入所することは出来ません。

※入院期間中のオムツを含めた身の回りの物品の準備については、ご家族にてお願いします。

(2) 利用者からの退所の申し出（契約書第 11 条を参照）

契約の有効期間であってもご利用者から退所を申し出ることが出来ます。その場合には退所を希望する 14 日前までに解約の届出を行ってください。

(3) 施設からの申し出により退所していただく場合（契約書第 12 条を参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所して頂くことがあります。

1	利用者及び身元引受人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき
2	利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われないとき
3	利用者及び身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行ったとき
4	利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な老人福祉施設サービスの提供範囲を超えると判断したとき
5	天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができないとき

10. 嘱託医及び協力医療機関

嘱託医	病 院 名	さくらの丘クリニック
	所 在 地	広島県福山市駅家町大字法成寺 108 番地
	連 絡 先	084-972-2400
協力医療機関	病 院 名	中国中央病院
	所 在 地	広島県福山市御幸町大字上岩成 148 番地 13
	連 絡 先	084-970-2121
協力歯科医院	病 院 名	甲斐歯科医院
	所 在 地	広島県福山市芦田町下有地 980-2
	連 絡 先	084-958-4513

11. 非常災害時の対策

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

火災時の対応	当施設の消防計画を基に対応を行います。 関係機関への通報体制、定期的に職員に周知を行います。			
避難訓練及び防火設備	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は年 2 回昼間及び夜間を想定した避難訓練を行います。 当施設は年 1 回以上利用者を含めた総合避難訓練を行います。 当施設は非常災害用の設備点検を年 1 回行います。 (主要防火設備)			
	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	避難階段	あり	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり		
消防計画等	芦品消防署への届出日： 令和元 年 11 月 1 日 防火管理者：後藤 奉文			

12. 緊急時の対応

利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 事故発生時・事故防止および再発防止の対応

サービス提供時に事故が発生した場合は速やかに利用者の家族及び市町村、関係機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとします。

14. 虐待の防止について

事業所は、利用者との人権の擁護・虐待の防止等の為に、次のとおり必要な措置を講じます。

①	利用者の人権の擁護・虐待防止等の為、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。 高齢者虐待防止の担当者：施設介護支援専門員（担当者名）是金 ゆうこ
②	利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。
③	当該事業所従業員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。

15. 感染症に関する対策

利用者の感染症の発生及び蔓延を防止するために、感染対策委員会を定期的に開催しその結果について従業員への周知のほか、指針の整備、研修・訓練を実施します。

16. サービス内容等に関する苦情等の受付

<相談窓口>

施設相談窓口		
受付担当責任者	受付利用時間	利用方法
生活相談員	時間 9時から 18時	<ul style="list-style-type: none"> ・電話 (084-970-2006) ・FAX (084-972-7715) ・面会 (相談室) ・意見箱

<行政機関、その他の苦情受付機関>

福山市介護保険課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 TEL：084-928-1232 ホームページ： http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
----------	--

広島県国民健康保険団体連合会	〒730-8503 広島市中区東白島町 19 番 49 号 TEL : 082-554-0783 FAX : 082-511-9126 ホームページ : http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp 受付時間 : 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
----------------	--

17. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

18. 守秘義務および個人情報の保護

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報について、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ることとする。

19. 第三者評価の実施状況について

質の高い福祉サービスを事業所が提供するために、公平中立な第三者が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みが、第三者評価です。

第三者評価の実施	1	あり	結果の開示	1	あり	2	<input type="checkbox"/> なし
	2	<input type="checkbox"/> なし					

20. 施設の利用に当たっての留意事項

外出・外泊	必ず職員に申し出ていただき、「外出・外泊の届出」の提出をお願いします。
面会	面会時間 9時から20時 面会者は面会簿に必要事項の記入をお願いします。 来訪者が宿泊する場合は、必ず事前に事務へ申し出ください。
宗教・政治活動	施設内での他利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
喫煙	館内は全館禁煙としています。
迷惑行為など	他の利用者に対する迷惑な行為はご遠慮ください。
ペット	ペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
建物・備品及び貸与物品	施設内の居室や設備、基部は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
所持金の管理	所持金品は自己の範囲で管理をお願いします。紛失等が発生した場合、当施設は責任を負うことが出来ませんのでご了承ください。

21. その他の運営に関する重要事項は以下のとおりとする。

- ① 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない運営に関する重要事項については、社会福祉法人桜樹会の役員会において定めることとする。
- ② 重要事項の内容が変更された場合は、利用者、その家族または身元引受人にその変更内容を記した書類を提示した上で口頭説明し、同意の確認をします。

附則

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日より変更する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日より変更する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より変更する。

この規定は、平成 27 年 7 月 1 日より変更する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より変更する。

この規定は、平成 29 年 5 月 16 日より変更する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より変更する。

この規定は、令和 1 年 7 月 1 日より変更する。

この規定は、令和 1 年 11 月 1 日より変更する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より変更する。

この規定は、令和 4 年 11 月 1 日より変更する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より変更する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日より変更する。

この規定は、令和 7 年 7 月 1 日より変更する。